

(別紙)

放課後児童クラブ入会時の優先基準について

入会優先基準

基本加算

項 目		加 点	備 考
ひとり親家庭		10	
家庭外勤務 (常勤)		5	・勤務状況は保護者それぞれの勤務ごとに加点 ・保護者以外の同居者の勤務については加点しない ・パートタイムの勤務時間については週平均時間数で計算 ・専業主婦(夫)はいずれの項目に含まない
家庭外勤務 (パートタイム)	週40時間超	4	
	週30～40時間	3	
	週20～30時間	2	
	週20時間以下	1	
家庭内勤務 (農業・自宅経営等)	1日8時間超	3	
	1日5～8時間	2	
	1日5時間以下	1	
勤務終了時間が14時30分以前		-1	
祖父母同居		-2～0	・祖父母それぞれで計算 ・祖父母が常勤で働いている場合は0点、祖父母がパートタイム・農業で働いている場合は-1点で計算 ・同一住所でなくとも同一敷地内に住んでいる場合は同居として扱う
祖父母町内在住		-1	・祖父母が働いている場合は0点
児童の学年		12-児童の学年	・6～11点の範囲で加算
合 計			

※保護者とは、主に児童の父母を指す。

調整項目

項 目		加 点	備 考
保護者に 疾病有	重度 (寝たきり・施設入所等)	7	・保護者がともに疾病中ならそれぞれの状態ごとに加点 ・同居者が疾病中の場合は、加算点数より-1して計上する (下限値1点)
	通院 (週3日以上または月15日以上)	5	
	通院 (週2日または月6日以上14日以下)	3	
	要自宅療養または通院 (週1日または月5日以下)	1	
保護者に 障がい有	重度	7	・複数人いた場合はそれぞれ加点 ・障がい者の判定は、下記のとおり 重度：身障1・2級、精神1級、療育A 中度：身障3・4級、精神2級、療育B1 軽度：身障5・6級、精神3級、療育B2
	中度	5	
	軽度	3	
保護者に 要介護有	自宅介護	7	※同一人物が複数手帳を持っていた場合 その中で最も重度のもので判定する
	通院・通所	5	
	施設入所	3	
同居親族の 介護・監護	常時介護	5	・複数人いた場合はそれぞれ加点
	付き添い	3	
生活保護世帯		5	
合 計			

同点の場合の選考基準 ①>②>③

①：基本加算と調整項目の合計が同点の場合、基本加算の高い児童を上位とする。

②：対象児童の学年が低い家庭を上位とする。

③：多子世帯を上位とする。